

令和7年小樽市議会第3回定例会提出予定議案

(予算・決算議案)

- 議案1 令和7年度小樽市一般会計補正予算
- 議案2 令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案3 令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案4 令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案5 令和7年度小樽市下水道事業会計補正予算
- 議案6 令和6年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案7 令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案8 令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案9 令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案10 令和6年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案11 令和6年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案12 令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案13 令和6年度小樽市病院事業決算認定について
- 議案14 令和6年度小樽市水道事業決算認定について
- 議案15 令和6年度小樽市下水道事業決算認定について
- 議案16 令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
- 議案17 令和6年度小樽市簡易水道事業決算認定について

## (条例案その他の議案)

### 議案18 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるもの

《改正内容》

- ① 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する次に掲げる措置の実施の義務付け
  - ア 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
  - イ 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
  - ウ 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
  - エ ウにより意向を確認した事項への配慮
- ② 3歳に満たない子を養育する職員に対する一定の期間内における次に掲げる措置の実施の義務付け
  - ア 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
  - イ 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
  - ウ 当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
  - エ ウにより意向を確認した事項への配慮

施行期日 令和7年10月1日

### 議案19 小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

国家公務員に準じ、部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（令和7年1月8日公布、同年10月1日施行）により部分休業が拡充されることに伴う所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
  - ア 第1号部分休業の取得要件の緩和  
職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の初め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。  
※ 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる（現行の）  
部分休業
  - イ 第2号部分休業の取得単位の設定  
職員が第2号部分休業を請求した場合は、次に掲げる場合を除き、1時間を単位として承認する。
    - ・ 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合（※割り振られた時間数について承認）
    - ・ 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の

全てについて部分休業を請求した場合（※残時間数について承認）

※ 第2号部分休業 1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について取得できる部分休業（新設）

ウ 部分休業の請求に係る1年の期間の設定

部分休業の請求を申し出る1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

エ 第2号部分休業の上限の設定

職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を次のとおりとする。

- ・ 常勤職員 77時間30分
- ・ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

オ 部分休業をすることができない職員についての整理

これまで、部分休業をすることができない職員の条件項目は、「勤務日の日数」及び「勤務日ごとの勤務時間」であったが、新設された第2号部分休業については、「勤務日の日数」のみを条件項目とする。

カ 部分休業の請求パターンの変更することができる特別の事情の整理

職員が第1号部分休業から第2号部分休業へ、又は第2号部分休業から第1号部分休業へ、請求の申出内容を変更することができる特別の事情を、「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出内容の変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情」とする。

キ 部分休業の承認の取消事由の整理

部分休業の取消事由に係る条例で定める事由について、「上記カの特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とする。

② 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業の定義に係る文言整理

第2号部分休業の新設に伴い、部分休業の定義に係る文言を変更する。

③ 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

部分休業の定義に係る文言整理

第2号部分休業の新設に伴い、部分休業の定義に係る文言を変更する。

施行期日 令和7年10月1日

## 議案20 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

国からの通知（令和7年4月22日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）を踏まえ、災害等の場合において、他の水道事業者が指定した工事事業者等による給水装置工事の施行を可能にするるとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 給水装置工事施行者の追加

災害その他非常の場合において、管理者が必要であると認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した工事事業者による給水装置工事の施行を可能にする。

② 所要の改正

文言整理

施行期日 公布の日

## 議案21 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案

国からの通知（令和7年4月22日付け国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知）を踏まえ、災害等の場合において、他の公共下水道管理者が指定した工事店等による排水設備工事の実施を可能にするとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

### ① 排水設備工事実施者の追加

災害その他非常の場合において、管理者が必要であると認めるときは、他の公共下水道管理者又は他の公共下水道管理者が指定した工事店による排水設備工事の実施を可能にする。

### ② 所要の改正

文言整理

施行期日 公布の日

## 議案22 小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

小樽市立病院の診療科目として呼吸器外科を新設するもの

《改正内容》

小樽市立病院の診療科目に「呼吸器外科」を追加する。

施行期日 令和7年10月1日

## 議案23 工事請負変更契約について

手宮公園競技場トラック等改修工事の請負変更契約を締結するもの

### ① 契約金額

変更前 2億1,175万円

変更後 2億1,297万1,000円

### ② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・都市開発共同企業体

## 議案24 工事請負変更契約について

公営住宅建替工事（塩谷B住宅）の請負変更契約を締結するもの

### ① 契約金額

変更前 9億5,700万円

変更後 9億6,261万円

### ② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・近藤共同企業体

## 議案25 工事請負変更契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷B住宅）の請負変更契約を締結するもの

### ① 契約金額

変更前 1億7,600万円

変更後 1億8,078万5,000円

### ② 契約の相手方

小樽市入船5丁目24番7号

山吹・コマツダ共同企業体

## 議案26 損害賠償額の決定について

令和6年10月6日に発生した消防本部の救助工作車による照明灯の損傷事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するもの

賠償額 569万560円（照明灯修理費）

発生場所 小樽市張碓町29番3付近 国道5号

### （報 告 等）

#### ・ 専決処分報告

令和7年5月2日に発生した強風で飛ばされた観光バス用の看板による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年8月4日に専決処分したもの

賠償額 42万5,000円（車両修理費等）

発生場所 小樽市港町8番付近

#### ・ 専決処分報告

令和7年3月30日に発生した市営若竹住宅3号棟敷地内通路における歩道と同通路との段差への接触による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年8月5日に専決処分したもの

賠償額 7万1,133円（車両修理費）

発生場所 小樽市若竹町14番 市営若竹住宅3号棟敷地内通路

#### ・ 専決処分報告

令和7年6月3日に発生した不法投棄されたタイヤの回収時に転がったタイヤによる車両損傷事故に係る損害賠償について、同年8月7日に専決処分したもの

賠償額 8万2,134円（車両修理費等）

発生場所 小樽市銭函3丁目54番付近 市道石狩線

- ・ **専決処分報告**

令和7年7月1日に発生した財政部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年8月20日に専決処分したもの

賠償額 29万4,228円（車両修理費等）

発生場所 小樽市入船1丁目5番付近 市道大通線

- ・ **令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ **令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ **経営状況を説明する書類の提出について（マリンウェーブ小樽）**

- ・ **放棄した債権の報告**

小樽市債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について報告するもの

債権の名称 水道料金

件数(人数) 205件（94人）

債権額 72万2,553円

（追加予定議案）

- ・ **小樽市教育委員会委員の任命について**

黒田仁美氏 令和7年10月17日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です